和束町病児・病後児保育事業実施要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、児童が病気又は回復期にあるために集団保育等が困難な場合に、当

該児童を一時的に保育することにより保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成と資質の向上に寄与することを目的とし、和束町病児・病後児保育事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第２条　この事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　町内に住所を有する児童(生後6か月以降の未就学児に限る。)又は和束保育園に入所している児童

(２)　病気等の回復期に至らない又は回復期にあり、集団生活が困難な期間において、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童

(３)　本町指定医師による病児・病後児保育の利用が可能であるとの判断を得られた児

　　童

(実施施設)

第３条　事業を実施する施設は、「病児保育事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知)に規定する実施要件等を満たした施設(以下「実施施設」という。)とする。

(実施主体)

第４条　この事業の実施主体は和束町とする。ただし、町長が適切と認めた実施施設の長(以下「施設長」という)に事業を委託して実施できるものとする。

(利用定員及び利用時間)

第５条　実施施設の利用定員及び利用時間は、次のとおりとする。

　(１)　利用定員

　　一施設一日あたり児童３人

(２)　利用時間

午前９時から午後４時３０分まで

(休業日)

第６条　この事業の休業日は、次のとおりとする。

(１)　土曜日及び日曜日

　(２)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

　(３)　12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

２　町長は、特に必要があると認めるときは、実施施設と協議のうえ、利用時間及び休業日を変更することができる。

(利用期間)

第７条　この事業の利用期間は、1回につき実施施設の休業日を除く７日間までとする。ただし、児童の健康状態及び保護者の状況により必要と認められる場合には、当該利用期間を延長することができる。

(利用登録)

第８条　この事業を利用しようとする児童の保護者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第１号)を町長に提出しなければならない。ただし、緊急やその他やむを得ない事由がある場合は、後日提出するものとする。

２　町長は、前項の規定による登録を認める場合は、利用者に病児・病後児保育事業利用登録証(様式第２号。以下「登録証」という。)を交付する。

３　利用者は、登録証の内容に変更が生じた場合は、病児・病後児保育事業各種変更等届(様式第３号)に登録証を添え、その内容を届け出なければならない。

４　町長は、前項の届出の有無にかかわらず必要があると認めるときは、職権により変更又は登録廃止を行うことができる。

(利用申請)

第９条　利用者は、病児・病後児保育事業利用申請書(様式第４号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

(利用の制限)

第１０条　町長は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を拒むことができる。

　(１)　感染症等により、他の児童に感染する恐れがあるとき。

　(２)　症状が重く、入院加療の必要があるとき。

　(３)　定員を超えるなど、事業の実施体制の維持が困難であるとき。

　(４)　前各号に掲げるもののほか、事業の利用が不適切と認められるとき。

(利用料等)

第１１条　利用者は、事業に係る費用の一部として、児童１人につき次に掲げる負担額を利用料として支払わなければならない。

(１)　午前の利用の場合1,000円(午前９時から午後０時30分までの間)とする。

　(２)　午後の利用の場合1,000円(午後０時30分から午後４時30分までの間)とする。

(利用料の免除)

第１２条　町長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する利用者については、利用料を免除することができる。

(１)　対象児童が和束保育園の在園児であるとき

　(２)　生活保護世帯に属するとき

　(３)　火災、地震、風水害等の災害により、利用料の納入が困難であると町長が認めるとき

２　前項第２号及び第3号により利用料の免除を受けようとする利用者は、病児・病後児保育事業利用料免除申請書(様式第５号)を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の申請書の提出があった時はその内容を審査し、病児・病後児保育事業利用料免除可否決定通知書(様式第６号)により児童の保護者に通知するものとする。

(対象児童の送迎)

第１３条　この事業の利用に当たっての対象児童の送迎は、保護者又は保護者が依頼した者が行うものとする。

(その他)

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。